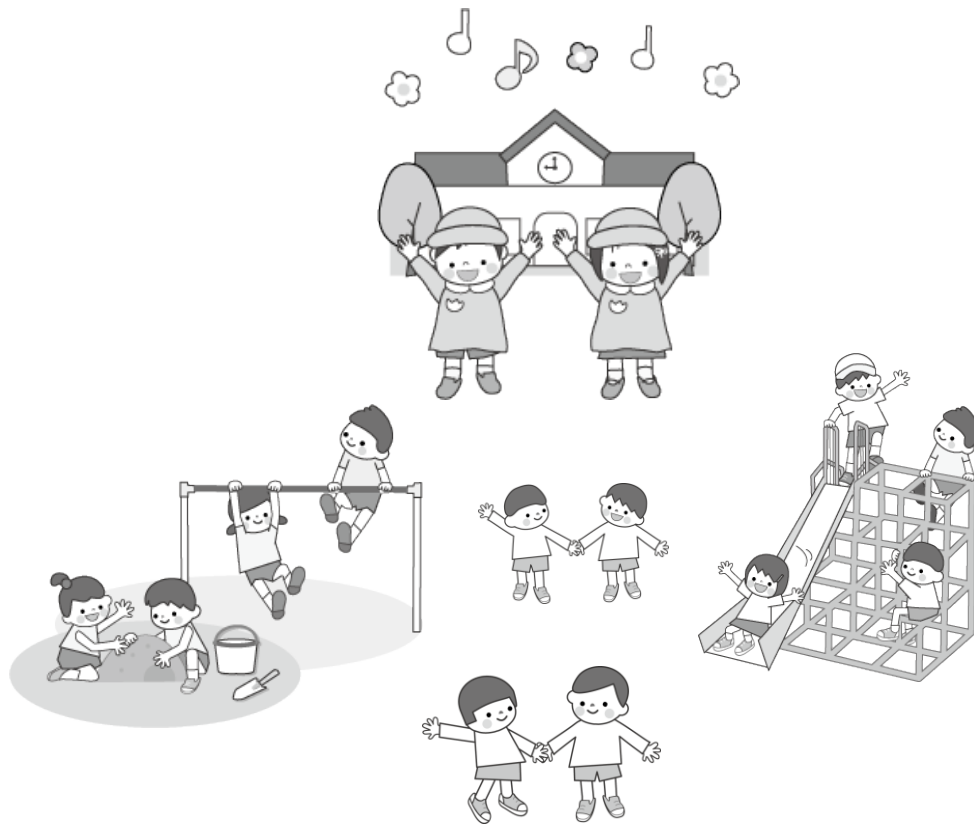


令和4年度 芸西保育所 利用申込案内



申込の際には申込書類一式のほか、下記のことを必ずご持参ください。

○個人番号カードまたは、個人番号通知カード

○書類を提出される方の身分証明書（運転免許証等）



お問合せ先：芸西村教育委員会

Tel：0887-33-2400（担当：近藤 亜湖）

目次

1.	教育・保育給付認定について	．．．．．	P 1
2.	保育所を利用する(2号認定・3号認定を受ける)には		
3.	対象児	．．．．．	P 2
4.	保育所の利用申請に必要な書類	．．．．．	P 3
5.	申込受付について	．．．．．	P 4
6.	入所の決定について		
7.	保育料について	．．．．．	P 5
8.	その他	．．．．．	P 6
9.	補足	．．．．．	P 7
10.	芸西保育所の概要	．．．．．	P 8

添付書類：①給付認定申請書兼施設利用申込書

②就労証明書

③口座振替依頼書（継続児については、添付していません）

1. 教育・保育給付認定について

「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴い、保育所や幼稚園（特定教育・保育施設）を利用するためには、村から教育・保育給付認定を受ける必要があります。

教育・保育給付認定には3つの区分があり、認定区分に応じて利用できる施設や時間、利用料等が異なります。

年齢	対象となる子ども	認定区分		利用できる施設
3～5歳	保育の必要性がなく、教育を希望する子ども	1号認定 (教育認定)	教育標準時間 (4～5時間)	幼稚園 認定こども園
3～5歳	保護者の就労等により、保育を必要とする子ども	2号認定 (保育認定)	保育標準時間 ※1 (最長11時間) ※2	保育所 認定こども園
			保育短時間 ※1 (最長8時間)	
0～2歳		3号認定 (保育認定)	保育標準時間 ※1 (最長11時間) ※2	保育所 認定こども園
			保育短時間 ※1 (最長8時間)	

※1 芸西村では標準時間・短時間とも保育料は同額です。

※2 芸西保育所では最長11時間15分保育可能です。

2. 保育所を利用する(2号認定・3号認定を受ける)には

保育所を利用するには、保護者(両親または児童の面倒を見ている方)が次の「保育の利用を必要とする事由」のいずれかに該当する必要があります。

満1歳以上児の育児や家事及び集団教育目的は入所する理由になりませんので、ご注意ください。

保育の必要な事由	認定の基準	保育の必要量	利用できる期間
就労	フルタイムのほか、パート、夜間、居宅内労働など月48時間以上の就労 ※家事・手伝い・ボランティアは該当しません。	月120時間以上の就労：標準時間 月48時間～120時間未満の就労：短時間	小学校就学前まで
妊娠・出産	母親が妊娠中であるか、または出産後間がないためその児童の保育ができない場合	標準時間	出産予定日の8週間前の前日から、出産後8週間目が属する月末まで
保護者の疾病・障害	保護者が病気であったり、心身に障害があったりすることで、その児童の保育ができない場合	標準時間	療養が必要な期間

同居または長期入院等している親族の介護・看護	その児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障害がある人があるため、保護者がいつもその看護にあたっており、その児童の保育ができない場合	標準時間	介護、看護の必要がなくなるまで
災害復旧	火災や風水害、地震などの不幸があり、居宅を失ったり、破損したりする等、その復旧の間、児童の保育ができない場合	標準時間	必要な期間
求職活動	児童の保護者が求職中の為、その児童の保育ができない場合 就労時間に準じ月 48 時間以上の活動があること (定期的に活動調書を取り保育の必要性の確認を行います)	短時間	効力発生日等から 90 日が経過する日の属する月の末日まで
就学	児童の保護者が就学の為、その児童の保育ができない場合 (職業訓練校等における職業訓練を含む)	就学状況に応じて認定	卒業又は修了予定日が属する月の末日まで
育児休業	既に保育を利用している子どもについて継続利用が必要な場合	短時間	育児休業が終了する月の末日まで
育児 ※保護者のどちらかが育児を理由に入所はできません。	既に保育を利用している子どもについて継続利用が必要な場合	短時間	出産後 1 年を経過する日の月末まで
その他	・虐待や DV のおそれがある場合 ・その他村長が認める場合	事由に応じて認定	必要な期間

3. 対象児


平成 28 年 4 月 2 日生まれ～令和 4 年 4 月 1 日出産予定

※概ね生後 2 ヶ月を過ぎたお子さんから保育可能です。

※出産予定の方もお申込みできます。ご希望の方はご相談ください。

4. 保育所の利用申請に必要な書類

※下記のほか、状況に応じて書類を提出いただく場合がありますのでご了承ください。

 提出書類をチェック☑してご確認ください。

<input type="checkbox"/>	①	給付認定申請書兼 施設利用申込書	児童1人につき1枚必要
<input type="checkbox"/>	②	保育を必要とする理由により④～⑩のいずれかの書類 ※父・母それぞれ必要です。	
	就労 育児 休業	④ 就労証明書	お勤めの方 →『就労証明書』へ必要事項を記入後、事業主に証明をもらってください。 <u>※雇われて農業の手伝い等に行っている方はこちらになります。</u>
			上記以外の方（自営業、農業・漁業など） →『就労証明書』へ必要事項を記入後、地区民生委員の証明をもらってください。
	疾病 障害	⑤ 診断書または 手帳の写しなど	病名・障害の状態の分かるもの 様式は教育委員会にあります。
	妊娠 出産 育児	⑥ 母子手帳等の 写しなど	母の氏名・出産日や出産予定日の分かるページの写し
	介護 看護	⑦ 介護・看護等の状 況の分かるもの	地区民生委員の証明が必要な場合があります。
	災害 復旧	⑧ 罹災証明	
	求職	⑨ 求職活動に関す る申立書	求職受付票または雇用保険受給者証の写しなど、求職活動を行っていることが分かる書類を添付してください。
	就学	⑩ 在学証明書等の 写し	
その他	⑪ 村長が必要とす る書類	保育が必要であることが確認できるもの	
<input type="checkbox"/>	③	口座振替依頼書	★四国銀行・高知銀行・高知県農協・四国労働金庫…同封の依頼書にご記入のうえ、教育委員会にご提出ください。 ★ゆうちょ銀行…通帳と印鑑を持参のうえ、ゆうちょ銀行でお手続きください。 ※継続児については、変更がある場合のみご提出ください。

※複数のお子さんのお申込みする場合、②・③の書類は各1部の提出でかまいません。

申請書提出の際に下記の物をご提示ください。

個人番号カードまたは、個人番号通知カード及び運転免許証等の身分証明書

5. 申込受付について

申込受付期間：令和3年11月15日（月）～12月10日（金）

※年度途中からの入所を希望される方も、上記受付期限内にお申込みをお願いします。

年度の途中に申込みをされた場合、入所児の増加に対して受け入れ体制が整わないため（保育士確保等）、準備期間が必要となります。そのため、要件に該当している場合でもお待ちいただく場合や入所できないことがあります。令和3年度中に入所をご希望の方は、必ず上記期間内にお申し込みください。

提出先：芸西村教育委員会（芸西村生涯学習館2階）

※入所の可否は受付順ではありません。

※虚偽の申請をされた場合は、入所が取り消されます。

6. 入所の決定について

入所希望児の保育に欠ける状態を書類等で確認し、民生・児童委員協議会にて入所の承諾を得たうえで、2月上旬に各家庭に通知します。

受け入れ可能人数を超えたお申込みがあった場合には、「芸西村入所児童の選考基準」に基づき村が利用調整(選考)を行い、優先度の高い方から入所決定となります。

新入児は入所説明会、継続児は延長保育の面接にて重要事項の説明を行い、こちらに同意いただきますと最終決定となります。

◆新入児入所説明会◆

対象児	日にち	時間	場所
0歳児	令和4年2月15日(火)	午前9時30分から	芸西保育所
1～3歳児	令和4年2月16日(水)	午前9時30分から	芸西保育所

※継続児の面接は随時行います。

※入所・入園が決定した後、辞退される場合や申請内容に変更があった場合は速やかに変更届を教育委員会まで提出してください。

7. 保育料について

※3 歳児の保育料および副食費は無料です。

芸西村保育料基準額表

(令和3年11月1日時点のものであり、法改正等により変更する場合があります。)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料 (月額)	軽減措置	
階層区分	定 義	標準・短		
第1階層	生活保護世帯及び療育里親等の世帯	0	子どもの年齢に関係なく、扶養している最年長の子どもから第1子・第2子とし、特定教育・保育施設等を2人が同時に利用している場合に限り第2子は半額(10円未満は切り捨て)。第3子以降は同時入所等は関係なく無料。 18歳未満の子どものうち最年長の子どもから第1子・第2子とし、特定教育・保育施設等を2人が同時に利用している場合に限り第2子は半額(10円未満は切り捨て)。第3子以降は同時入所等は関係なく無料。	
第2階層	市町村民税非課税世帯	0		
第3階層	市町村民税所得割額	市町村民税所得割非課税世帯(均等割課税世帯)		10,100 (9,000)
第4階層		48,600 未満		18,300 (9,000)
第5階層		48,600 以上 57,700 未満		20,300 (9,000)
		57,700 以上 58,000 未満		
第61階層		58,000 以上 77,101 未満		22,600 (9,000)
第62階層		77,101 以上 97,000 未満		22,600
第7階層		97,000 以上 105,000 未満		30,800
第8階層		105,000 以上 169,000 未満		35,400
第9階層		169,000 以上 301,000 未満	40,000	
第10階層		301,000 以上	43,900	

※()内の金額は、ひとり親世帯・在宅障害児(者)のいる世帯・その他、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると村長が認めた世帯の額。第61階層以下の世帯について第2子以降は無料。

保育料は、保護者の市町村民税の所得割額の合算によって決定されます。

収入所得の申告を済まされていない方は保育料の算定ができませんので、必ず役場総務課<税務係>で手続きをしてください。

(配偶者が扶養の範囲の金額や、所得がない場合でも証明のため申告の必要があります。)

修正申告等により住民税額が変わった場合や家庭の状況等に变化があった場合には、保育料が変更になる可能性がありますので、速やかに教育委員会にお申し出ください。

保育料は、毎年9月に切り替えとなります。令和4年4月～8月分の保育料は令和3年度の村民税額により決定し、令和4年9月～3月分は令和4年度の村民税額により決定します。

9月：保育料算定切替月

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の村民税額に基づく保育料					当年度の村民税額に基づく保育料						

保育料の納入

納入方法	口座振替
納入日	毎月20日（休業日の場合は翌営業日）
金融機関	四国銀行・高知銀行・高知県農協・ゆうちょ銀行・四国労働金庫

8. その他

《ならし保育》

- ・新入児については、保育所の生活にスムーズに慣れるように、入所式以降1週間は半日保育(お昼を食べて降園)を行っています。ご協力をお願いいたします。(必要に応じて時間調整をしますのご相談ください。)

《家庭の状況の変更》

- ・家庭の状況・住所・勤務先・税額等に変更があった場合は、速やかに芸西村教育委員会まで届け出てください。

《途中入所》

- ・保育所の定員・保育士の定数に限りがあり、年度途中での入所はできない場合があります。あらかじめご了承ください。

9. 補足

◎入所書類のうち就労（予定）証明書が締切日までに間に合わない方

内定通知書や合格通知書があれば、その写しを提出してください。

ない方については、申出書（様式は問いませんが保護者氏名、会社名、就労予定年月日、現在の状況を必ず書いてください。）を提出してください。

就労（予定）証明書が発行され次第、提出してください。入所日までに提出がない場合は、入所を取り消す場合があります。

◎求職活動をしている方

月に48時間以上の求職活動をしていることが条件となります。

3月末日までに就労先が決まっていない場合は、求職活動の状況を詳しくお伺いします。

◎雇用期間に定めのある方

保育所を利用したい期間の就労証明が必要となります。

年度途中までの就労証明の場合は、その期間のみの認定になります。

令和4年3月31日までの就労証明書しか発行されない場合や、更新が見込まれる場合、新しくお勤め先が決まった場合は、決定した時点で就労証明書を再度提出してください。就労先が変更になった場合も、その都度新しい勤務先の就労証明書をご提出ください。

◎転入予定の方

申請書類一式を期限までにご提出ください。

「給付認定申請書兼施設利用申込書」の申請者の欄の住所については、転入前の住所の欄に現住所を記入してください。その他の書類については、証明日時点の住所で証明を受けてください。

1月に審査を同時にし、承認されれば入所説明会のご案内を送付させていただきますが、決定通知については転入後にお渡ししますのでご了承ください。

◎出産予定でお申込みの方

令和4年4月1日までに出産される予定の方はお申込みいただけます。

「給付認定申請書兼施設利用申込書」に母子手帳等（母親の氏名・出産予定日の分かるもの）の写しを添付してお申込みください。ご出産後、出産証明欄の写しを必ずご提出ください。

10. 芸西保育所の概要

		本 園	
住 所	芸西村和食甲 1262 番地 (TEL : 0887-33-2950)		
設 置 者	芸西村		
建 築 年	昭和 55 年 4 月		
受入可能年齢	0 歳児から義務教育就学前まで (概ね生後 2 ヶ月を過ぎた児童)		
定 員	95 名		
正 職 員	所長 1 名 保育士 9 名		
保 育 時 間	短時間保育 8 時～16 時の範囲内		
	標準時間保育 7 時 30 分から 18 時 45 分の範囲内		
めざす子ども像	(1) 心身共に健康で元気な子ども (2) 自分のことを自分でしようとする子ども (3) 思っていることを、表現する子ども (4) 人とのかかわりを楽しむ子ども (5) 思いやりのあるやさしい子ども (6) 自然や動植物に親しむ子ども		
一 日 の 時 程	1・2・3 歳児		0 歳児
	7:30	開門 登所 視診 持ち物整理 好きな遊びを見つけて遊ぶ (クラス・全体活動を含む)	7:30 開門 登所 視診 持ち物整理 遊び
	9:00	おやつ (1・2 歳児)	9:00 おやつ (清拭) →満 1 歳児以上
	11:00	片付け、排泄	遊び、散歩
	11:15	給食(手洗い・うがい・歯磨き)	午前睡
	12:00	昼寝の準備 (着替え)	11:00 給食 (清拭)
	12:30	昼寝	遊び
	14:30	起床、着替え	12:30 昼寝
	15:00	おやつ (手洗い・うがい) 遊び 降所活動 (絵本等を見る・話を聞く) 視診	14:30 起床
	16:00	降所 (短時間認定)	15:00 おやつ (清拭) →満 1 歳児以上 遊び、持ち物整理、視診
	18:45	閉門	16:00 降所 (短時間認定)
			18:45 閉門